

【新第10章の作成方針】

- ・イントロダクション（リード文）に続き、「1 モニタリングと遺産影響評価の実施」「2 モニタリング」、「3 遺産影響評価」の構成を基礎に検討。
※章の最初に2～3段落でイントロダクションを記載するのは保存管理計画の全ての章に共通
- ・「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット」に基づき、モニタリングと遺産影響評価の相互利用について新たに記載。

新第10章（案）たたき台

赤字：現行計画からの変更箇所

第10章 資産への影響及び施策**の評価～**モニタリング及び遺産影響評価の実施**～**

本章においては、第5章において整理した資産及び周辺環境の現状、課題を踏まえ、資産の**モニタリング及び遺産影響評価(HIA:Heritage Impact Assessment)**を適切に行うための方向性を明示するとともに、**モニタリングの指標、具体的方法、周期、実施する主体等**について示す。なお、**HIAの具体的な実施方法等の詳細は、別冊2「遺産影響評価マニュアル」に示す。**

イントロダクションは簡潔な文章にまとめる

また、2022年に公開された「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット」にて、**管理活動やモニタリング、リスク緩和、影響評価のデータや手法等を相互に活用することで、各プロセスの精度向上につながる旨が示されている¹ことから、モニタリング及びHIAの実施にあたって得られたデータや手法等の相互活用を行う。**

1. モニタリングと遺産影響評価の実施

(小委員会での議論を踏まえ、今後内容を検討)

¹ 2022年に公開された「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット」の原則11「影響評価プロセスは世界遺産の管理体制に組み込まなければならない。」に、「影響評価に基づく提言は管理活動の判断に活かすべきであり、同様に既存の管理の枠組みやプロセスも活用できる(例:顕著な普遍的価値の言明、その他の遺産/保全価値の特定、アトリビュートマッピング、データ収集など)。循環プロセスにおいてこれを行うことによって、管理、モニタリング、リスク緩和、今後の影響評価を改善するためのフィードバックの精度向上が促される。」とある。

2. モニタリング

【モニタリング 記載の考え方】

- ・「誰が」、「何のため」、「どのように行うか」を明確にするため、「(1) 目的・主体」、「(2) 方向性」、「(3) 方法」を記載

(1) 目的及び主体

世界遺産富士山の保全状況を日常的、継続的に把握し、負の影響についてできるだけ早い段階で予見又は確認を行うため、富士山世界文化遺産協議会は、以下の通りモニタリングを行う。

(2) 方向性

ア. 影響要因・モニタリング指標・周期、観察記録主体の特定

モニタリングを適正に行うために、①資産及び周辺環境の保護、②各構成資産及び構成要素の保護、③顕著な普遍的価値の伝達の3つの観点から、資産に対する負の影響を及ぼす要因及びそれに基づくモニタリング指標を特定し、観察・測定内容、周期、観察記録の主体を定める。

イ. 負の影響を予防・除去するための対策の立案・実施

モニタリングの結果、資産及び周辺環境に対する負の影響が認められ又は予見される場合には、速やかに関係機関と協議し、負の影響を未然に防止し、原因を除去又は負の影響を軽減させるための対策について立案・実施する。

(3) 方法

ア. 「資産及び周辺環境の保護」に関するモニタリング指標

資産及び周辺環境に対する負の影響の種別ごとのモニタリング指標、指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録の主体については、表 22 に示すとおりである。

表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関するモニタリング指標一覧表 (1/2)

表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関するモニタリング指標一覧表 (2/2)

イ. 「各構成資産及び構成要素の保護」に関するモニタリング指標

各構成資産及び構成要素に対する負の影響の種別ごとのモニタリング指標、指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録の主体については、表 23 に示すとおりである。

表 23 「各構成資産及び構成要素の保護」に関するモニタリング指標一覧表

ウ. 「顕著な普遍的価値の伝達」に関するモニタリング指標

顕著な普遍的価値の伝達に関するモニタリング指標及び指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録組織については、表 24 に示すとおりである。

表 24 「顕著な普遍的価値の伝達」に関するモニタリング指標一覧表

図106 定点観測地点位置図

3. 遺産影響評価

【遺産影響評価 記載の考え方】

- ・「誰が」、「何のため」、「どのように行うか」を明確にするため、「(1) 目的」、「(2) 主体」、「(3) 手順」を記載

(1) 目的

遺産影響評価とは、世界遺産の構成資産内及び緩衝地帯を含む周辺環境において計画されている開発行為・イベント等並びに土地利用に関する法令等・規制の変更(以下「事業等」とする)が、世界遺産のOUVに与える影響を事前に予測・評価し、世界遺産富士山のOUVに負の影響が生じる前に調整・対策することを目的とする。²

副次的な目的として、遺産影響評価の手続きを通じて、関係者間の合意形成をし、予定されている事業等を円滑に進めることも挙げられる。

(2) 主体

遺産影響評価のうち、OUVへの影響の有無の判断までの段階については、事業が行われる予定の市町村又は県及び富士山世界文化遺産協議会事務局が実施する。

OUVへの影響があると判断された場合には、原則として事業を計画している事業者が、関係市町村又は県及び事務局の協力の下に遺産影響評価書を作成する。

規模及び影響が甚大になる恐れのある事業については、それより前の計画段階から行政等により遺産影響評価を実施する。

(3) 手順

HIAの対象事業(別冊2 4(2)ア～セに掲げる事業)は、事業者から対象事業の市町村法令等所管課への相談・事前協議・申請等を受けることにより把握し、情報提供を受けた市町村世界遺産担当課等が顕著な普遍的価値への影響の有無を判断する。

OUVへの影響の有無の判断においては、必要に応じて関係法令を担当する審議会の委員等の専門家の意見や、学術委員会遺産影響評価部会、文化庁等の指導・助言を得る(より具体的な手順は、別冊2 5「遺産影響評価の手順と体制」参照)。

なお、影響が甚大になる可能性のある事業については、計画段階から行政等による遺産影響評価を行う。この場合の手順等については、事業の内容、性質等に応じて、遺産協議会会長(山梨県知事及び静岡県知事の互選により決定)が、学術委員会の助言を勘案した上で定める。

参考図1 HIAの実施体制図(概要) (出典:別冊2「遺産影響評価マニュアル」)

参考図2 遺産影響評価実施フロー(過程順) (出典:別冊2「遺産影響評価マニュアル」)

【第3回小委員会(R8.1.19実施)での主な意見】

- ・「1. モニタリングと遺産影響評価の実施」には、モニタリングと遺産影響評価の違いや、それらの実施が求められる背景等についての記載を検討する。
- ・「世界遺産条約履行のための作業指針」の該当段落を脚注で記載することも検討する。

² 2022年に公開された「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット」は、遺産影響評価を以下のとおり定義している。

「遺産影響評価は予定された行為又は事業が自然・文化遺産の遺産/保全価値に与える潜在的影響を特定し、評価することを主な目的とする評価を指し、その活動に限定して又は事業レベルで行われる。世界遺産の文脈における遺産影響評価では特に、その世界遺産の顕著な普遍的価値を伝えるアトリビュートに及ぶ正と負の影響を特定し、評価することが焦点となる。」